

2-1

準防火地域内における木造 3 階建ての柱の取扱い

法第20条
令第43条第2項
第5項

内 容

木造 3 階建て建築物の 1 階の柱の小径は 13.5cm を下回ってはならないが、これを下回る柱を使用する場合はあらかじめ構造計算を行い、安全を確認すること。

また、すみ柱又はこれに準ずる柱は通し柱としなければならないが、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合は、この限りでない。

2-2

地階を除く階数が3以上の鉄骨造建築物の
柱の防火被覆法第20条
令第70条

内 容

「地階を除く階数が3以上の建築物にあつては、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって…」とあるが、この「一の柱」とは3階建て以上の建築物の1階から最上階までのすべての柱をいうものとする。

構造については平成12年告示第1356号による。

参 考

- ・『建築物の構造関係技術基準解説書[2020版]/(財)建築行政情報センター、(財)日本建築防災協会』P174

2-3

木造の建築物等の解釈

法第23条
法第25条
法第61条

内 容

床、階段及び屋根の野地板を木造とし、他の主要構造部を不燃材料とした建築物は、法第23条、第25条、第61条の「木造建築物等」には該当しないものとする。

木造建築物等とは、主要構造部に関して法第21条第1項に基づく政令（令第109条の4）で定める部分が木造、プラスチック、その他の可燃材料でつくられたものをいう。

参 考

- ・ 『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』 5-28

2-4

旅館の用途に供する部分

法第27条

内 容

「旅館の用途に供する」とは、宿泊者の宿泊の用途に供する部分のほか、宿泊の用途に供することはないが、宿泊者の宿泊のための諸施設の用途に供する部分、及びこれらの部分の管理のために必要がある部分で、通常宿泊者の宿泊の用途に供する部分と一体として利用され、管理されるものの用途に供することをいい、布団部屋はもとより物置等も含まれる。

参 考

- ・昭和 46 年 12 月 13 日付住指発第 1810 号「旅館の用途に供する建築物の建築基準法第 27 条第 1 項の規定の適用について」
- ・『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』 P28

2-5

法第 28 条第 1 項の規定による政令で定める建築物

法第28条第1項
令第19条第1項

内 容

令第 19 条第 1 項に掲げる「児童福祉施設等」とは、次の法律で定められたものをいう。

児童福祉施設	助産施設	児童福祉法第 7 条
	乳児院	
	母子生活支援施設	
	保育所	
	児童厚生施設	
	児童養護施設	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	児童心理治療施設	
	児童自立支援施設	
	児童家庭支援センター	
助産所（病院又は診療所を除く）	助産所	医療法第 2 条
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第 5 条
	盲導犬訓練施設	
保護施設	救護施設	生活保護法第 38 条
	更生施設	
	授産施設	
	宿所提供施設	
婦人保護施設	婦人保護施設	売春防止法第 36 条
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	老人福祉法第 5 条の 3
	老人短期入所施設	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	軽費老人ホーム	
	老人福祉センター	
老人介護支援センター		
有料老人ホーム	有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条
母子保健施設	母子健康包括支援センター	母子保健法第 22 条
障害者支援施設	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項
地域活動支援センター	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 27 項
福祉ホーム	福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 28 項
障害福祉サービス事業の用に供する施設	生活介護の用に供する施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 項
	自立訓練の用に供する施設	
	就労移行支援の用に供する施設	
	就労継続支援の用に供する施設	

2-6

採光のための開口部を設けることを要しない居室

法第28条第1項

内 容

法第 28 条第 1 項ただし書きに規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」の解釈は次により取扱う。

(注意：旧法に基づく通達を引用しているため、現行法では採光のための開口部を設けることを要しない居室の記述も含まれている。(令第 19 条))

(1) 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第 28 条第 1 項ただし書きに規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当するものとする。

- ① 大学・病院等の実験室、研究室、調剤室等温湿度調整を必要とする実験、研究、調剤等を行う居室（小学校、中学校又は高等学校の生徒用の実験室を除く。）
- ② 手術室
- ③ エックス線撮影室等精密機器による検査、治療等を行う居室
- ④ 厳密な温湿度調整を要する治療室、新生児室等

(2) その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第 28 条第 1 項ただし書きに規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

- ① 開口部を設けることが用途上望ましくない居室
 - i 大音量の発生その他音響上の理由から防音装置を講ずることが望ましい居室
 - ア 住宅の音楽練習室、リスニングルーム等（遮音板を積み重ねた浮き床を設ける等遮音構造であること並びに当該住宅の室数及び床面積を勘案し、付加的な居室であることが明らかなのみに限る。）
 - イ 放送室（スタジオ、機械室、前室等で構成されているものをいう。）
 - ウ 聴覚検査室等外部からの振動・騒音が診察、検査等の障害となる居室
 - ii 暗室、プラネタリウム等現像、映写等を行うために自然光をふさぐ必要のある居室（小学校、中学校又は高等学校の視聴覚教室を除く。）
 - iii 大学・病院等の実験室、研究室、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室
 - iv 自然光が診察、検査等の障害となる居室
 - ア 眼科の病室、診察室、検査室等自然光が障害となる機器を使用する居室
 - イ 歯科又は耳鼻咽喉科の診察室、検査室等人工照明により診察、検査等を行う居室

- ② 未成年者、罹病者、妊産婦、障害者、高齢者等以外の者が専ら利用する居室で法第 28 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物の居室に類する用途に供するもの
- i 事務室（オフィス・オートメーション室を含む。）、会議室、応接室、職員室、校長室、院長室、看護師詰所（いわゆるナース・ステーション）等事務所における事務室その他執務を行う居室に類する用途に供する居室
 - ii 調理室、飲食店等の厨房、事務所等の印刷室その他作業を行う居室に類する用途に供する居室（住宅の調理室で食事室と兼用されるものを除く。）
 - iii 舞台及び固定された客席を有し、かつ、不特定多数の者が利用する用途に供する講堂等劇場、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等に類する用途に供する居室
 - iv 管理事務室、守衛室、受付室、宿直室、当直室等事務所等の管理室に類する用途に供する居室
 - v 売店等物品販売業を営む店舗の売り場に類する用途に供する居室

参 考

- ・平成 7 年 5 月 25 日付住指発第 153 号「採光のための開口部を設けることを要しない居室について」

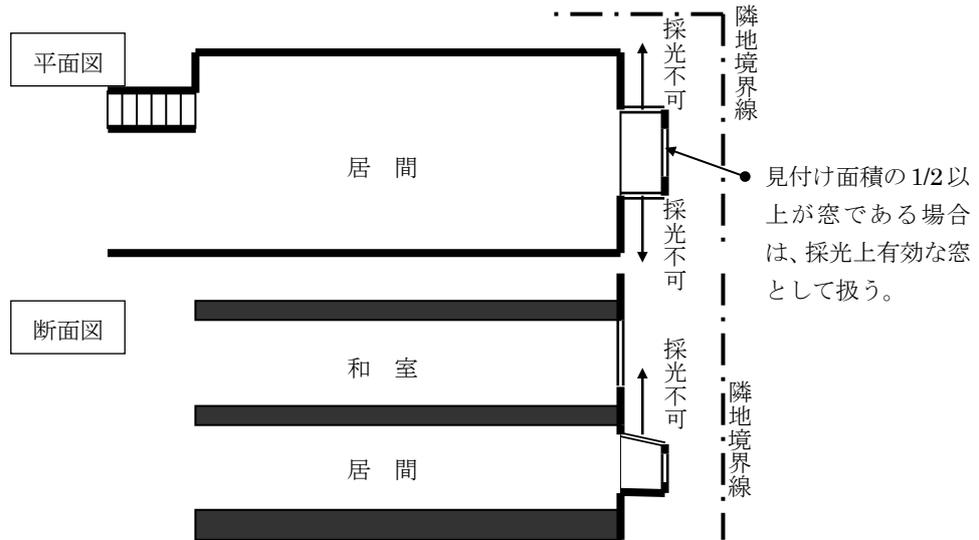
2-7

出窓の採光

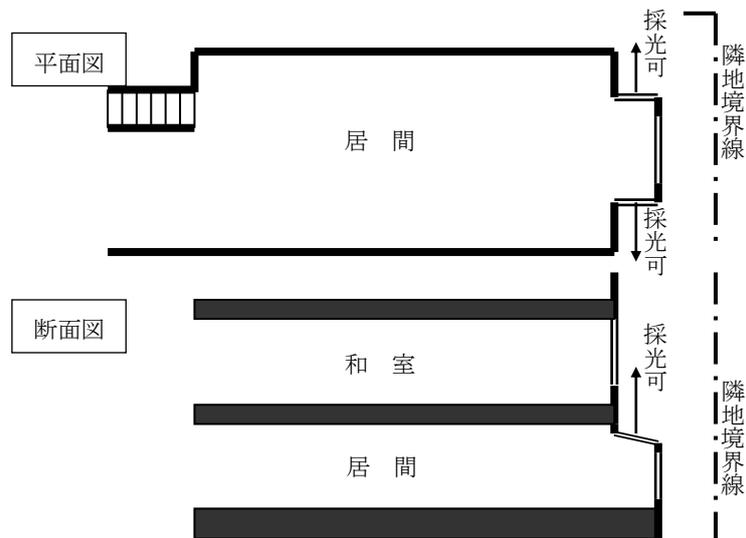
法第28条
令第20条

内容

(1) 下図のような出窓の場合は「採光不可」



(2) 下図のように部屋が突出している場合は「採光可」



参考

- ・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-20
- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂7版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-11

2-8

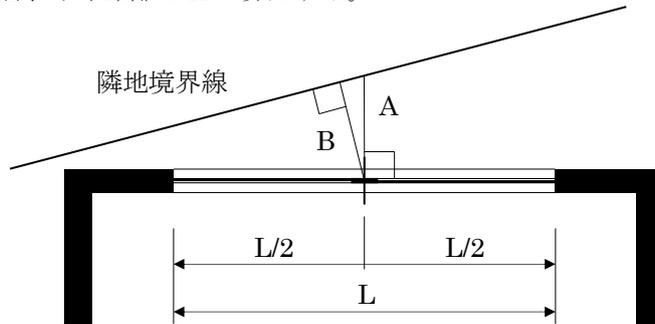
採光関係比率における水平距離の取扱い

法第28条
令第20条

内容

- (1) [図-1]の場合、水平距離はAで算定する。

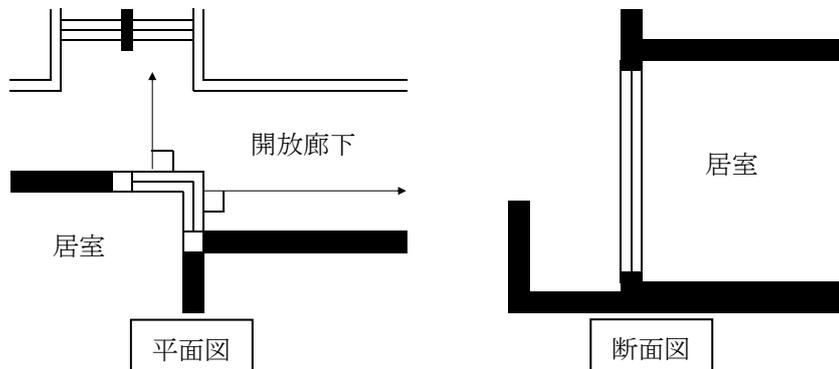
[図-1]



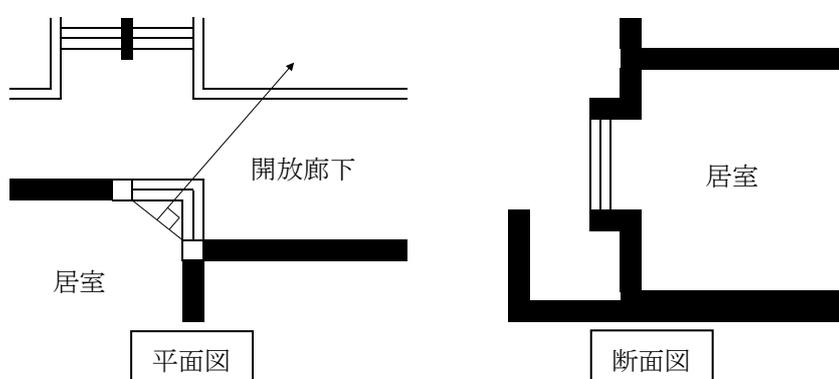
- (2) [図-2]のように角に位置する壁（出窓ではない）をガラスサッシとした場合、水平距離は以下のとおり算定する。[図-2]は出窓ではないため、[図-3]のような水平距離の取扱いはできない。

ただし、屋外階段前の有効採光は本取扱い 2-12 による。

[図-2]



[図-3]



参考

・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-19

2-9

奥まった居室の採光

法第28条
令第20条

内 容

居室の外側に縁側等がある場合の採光補正係数は、下表により算定する。
この際、採光関係比率を D/H とし、用途地域別に算出した数値に下表の係数を乗じて得た数値を採光補正係数（ただし3以下）とする。

縁側等の形態	縁側等の幅	採光の有効係数
①縁側等屋内廊下	0.9m 未満	100%
	0.9m 以上 2m 以下	70%
	2m 超	縁側等を室として取扱う
②吹きさらしの廊下、バルコニー等	2m 以下	100%
	2m 超 4m 以下	70%
	4m 超	0

- ① 縁側と同様に外部に面する部分が大きく、採光上の開放性を有する屋内廊下は、縁側と同様に取扱い、採光補正係数を低減する。幅が2mを超える場合は、当該部分を室とみなし、採光の規定を適用する。
- ② 吹きさらしの廊下、バルコニー等について、幅が2m以下の場合、採光補正係数を低減する必要はないが、2mを超え4m以下の場合、縁側等と同様に採光補正係数を低減する。

なお、1階に設けられた前面開放型の車庫は、②吹きさらしの廊下、バルコニー等と同様に取扱うこととする。

参 考

- ・『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』3-22
- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂7版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-10

2-10

ガラスブロックの採光

法第28条
令第20条

内 容

ガラスブロックにおける採光については、通常の窓その他の開口部と同様に扱う。
ただし、ガラスブロックを二重に使用する場合には、採光に有効な部分の面積はないものとする。

2-11

採光上有効な空地

法第28条
令第20条第2項

内 容

公園とは、都市計画法又は都市公園法に基づき開設された都市計画公園及び都市公園を指す。

水面とは、河川であり水路敷は含まない。ただし、水路敷及び里道については公図等によるものだけでなく、実態として空間のあるものに限り幅員の 1/2 を有効空地とみなすことができる場合がある。

また、「その他これらに類する空地」とは、線路敷等を含むものとする。（ただし、高架の場合は高架部分より上部とする。）

参 考

- ・ 『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』 5-30

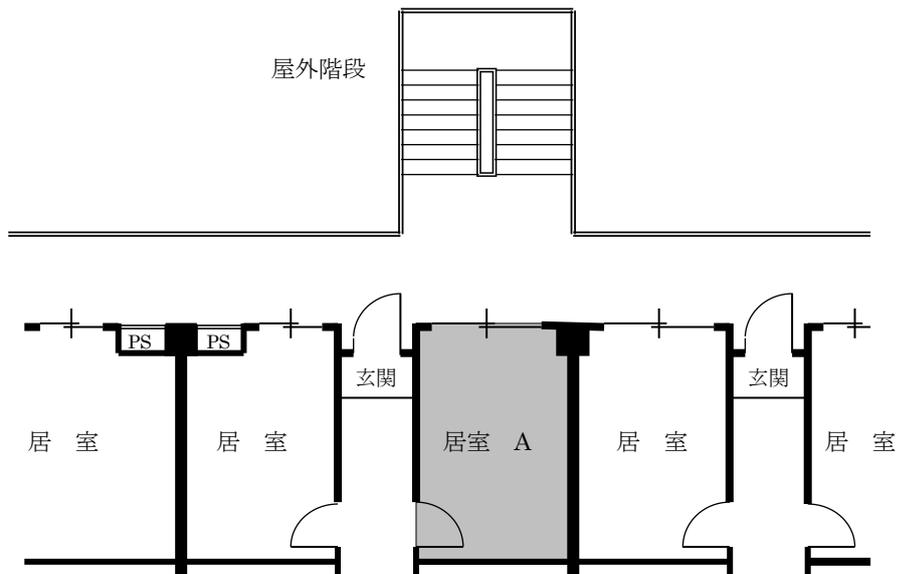
2-12

屋外階段前の居室の採光

法第28条
令第20条

内 容

下図のように居室 A の開口部の前に屋外階段がある場合、有効採光は取れないものとする。



参 考

- ・ 『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』 3-23

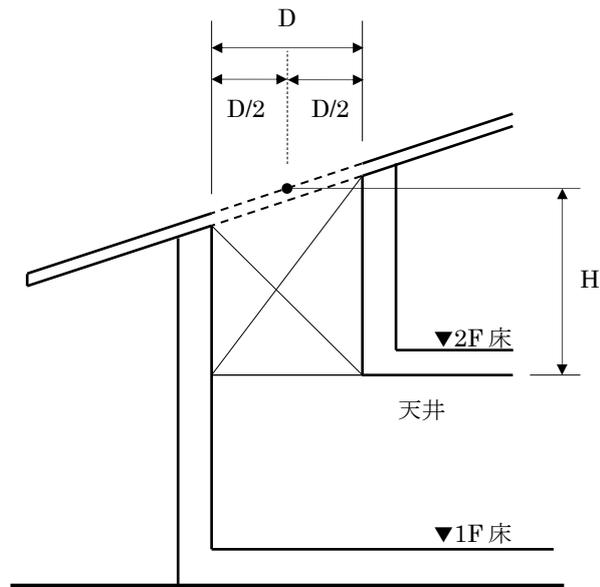
2-13

煙突状の天窗の取扱い

法第28条
令第20条

内 容

採光関係比率 D/H を採光補正係数算定式に挿入し、算定した数値に 3 を乗じて得た数値を採光補正係数（ただし 3 以下）とする。



参 考

・ 『建築基準法共通取扱い集[初版] / 近畿建築行政会議』 3-17

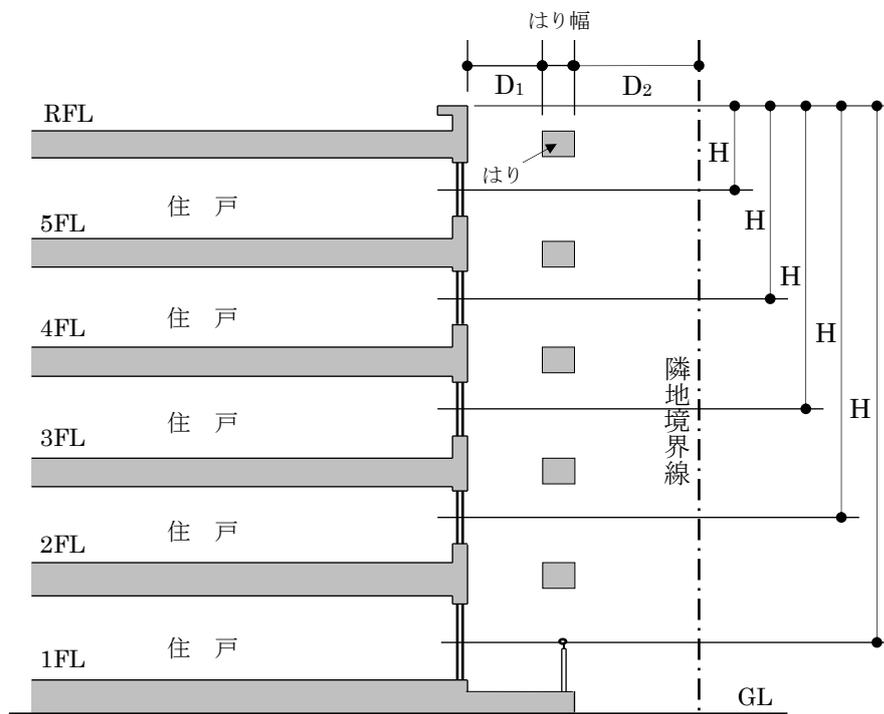
2-14

はり型がある場合の採光

法第28条
令第20条

内容

「採光関係比率」を算出するにあたり、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の部分が床及び壁のないはり型の場合は、その部分の面する隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの距離 (D_2) に、当該はり型の後方にある建築物の部分との距離 (D_1) の合計をもって「水平距離」とする。



2-15

換気上有効な開口部

法第28条
令第20条の3

内 容

「換気上有効な開口部」とは、国土交通大臣認定優良住宅部品、公共用住宅規格部品等のサッシに設けられた換気用の小窓、住宅の外壁に設けられた換気用の小孔等の換気専用に設けられた開口部で容易に開閉することができるものをいう。

2-16

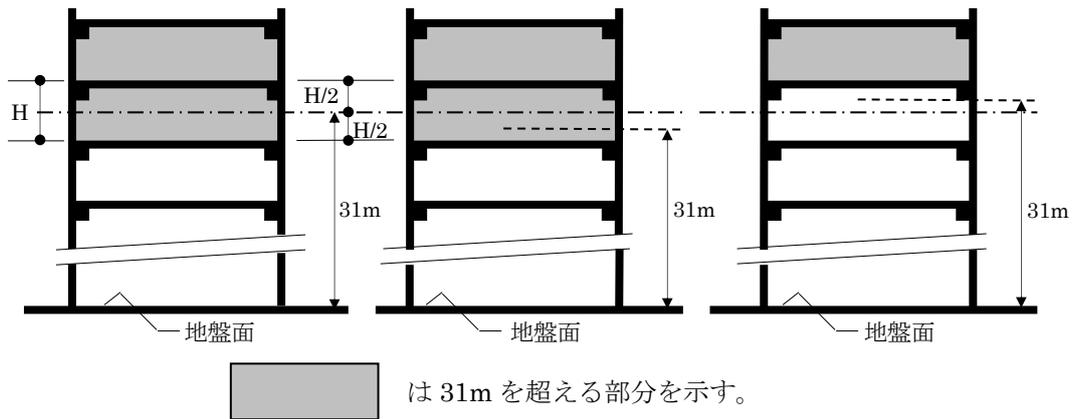
非常用エレベーターの設置を要しない建築物の
取扱い

法第34条第2項
令第129条の13の2

内 容

- (1) 高さ 31m を超える部分について

下図による。



(注) 31m を超える階とは、31m ラインが階高の 1/2 以下にある場合とする。

- (2) 高さ 31m を超える部分の各階の床面積の合計が 500m² 以下の建築物について

床面積は、高さ 31m を超える部分の各階の床面積と塔屋等の階数に算入されない部分の床面積の合計とする。

2-17

床面積の合計 100m² 以内ごとの区画

法第34条第2項
令第129条の13の2第三号

内 容

- (1) EV シャフト（ただし、1層分は対象外とする）・階段室の部分に限り、100m²区画の対象より除くことができる。
 なお、外気に有効に開放された片廊下（廊下先端から2mの範囲内の部分）に面する窓等の開口部は100m²区画の対象外であり、令第129条の13の2第三号の適用にあたっては、防火設備の設置を要しないこととする。
- (2) 令第129条の13の2第三号に規定する「開口面積が1m²以内のものに設けられる法第2条第九号の二ロに規定する防火設備」は、随時閉鎖でもよく、常時閉鎖又は煙感知器連動あるいは熱感知器連動閉鎖機能を有しないものでもよいこととする。

2-18

乗降ロビーの構造

法第34条第2項
令第129条の13の3
第3項第一号

内 容

1) 屋内との連絡について

避難階以外のすべての階において非常用エレベーターを停止（各階着床）させて乗降ロビーと屋内とを連絡させなければならないが、令第129条の13の3第3項第一号本文の（ ）書き中の「屋内と連絡する乗降ロビーを設けることが構造上著しく困難である階」というのは、おおむね次の条件に該当するものとする。なお、通常のエレベーターによって接続している部分は除く。

- ① 階段室や非常用エレベーターの機械室のみで構成され、火気がほとんどなく、防火上、避難上の危険性が著しく低いもの。
- ② 途中で階の大きさが異なる等により、一部の階で非常用エレベーターの設置が適切な位置にとれないもの。（例：映画館の映写室等）
- ③ 屋上階にヘリポートを設けたものや、膜構造の屋根とするため、最上階にエレベーター機械室を突出させることが困難なもの。
- ④ 地階に設ける機械式駐車装置を設置する室等で、通常利用者がこの部分に入れない構造のもので、他の部分と耐火構造の床・壁で区画されたもの。（例：地下に設ける機械室・受水槽室や免震ピット等）
- ⑤ 複合建築物の場合で、乗降ロビーと屋内との連絡を免除する部分がその他の部分と令第117条第2項による区画がされ、当該部分に消防隊の進入が容易（例：当該部分が避難階やその直上階あるいは直下階にある、又は非常用の進入口が有効に設置されている等）であり、消防・救助活動に非常用エレベーターを使用しなくても防災計画に支障がないと認めるもの。

(2) 排煙口について

非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙設備で「自然排煙」の場合の排煙口は、原則として、延焼のおそれのある部分には設けられないものとする。なお、「機械排煙」の場合については、給気シャフト（給気取入口を延焼のおそれのある部分以外の部分に設けたもの）を設ける場合はこの限りでない。

また、特別避難階段の付室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用する場合については、令第123条第3項第六号の規定により、延焼のおそれのある部分には設けることはできない。

(3) 一般用エレベーターホールとの共用について

一般用エレベーターと非常用エレベーターを共用する乗降ロビーを設置することはできないものとする。

参 考

- ・『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』P29、P32、P33

2-19

2 以上の直通階段を X 階段とする場合

法第35条
令第121条

内 容

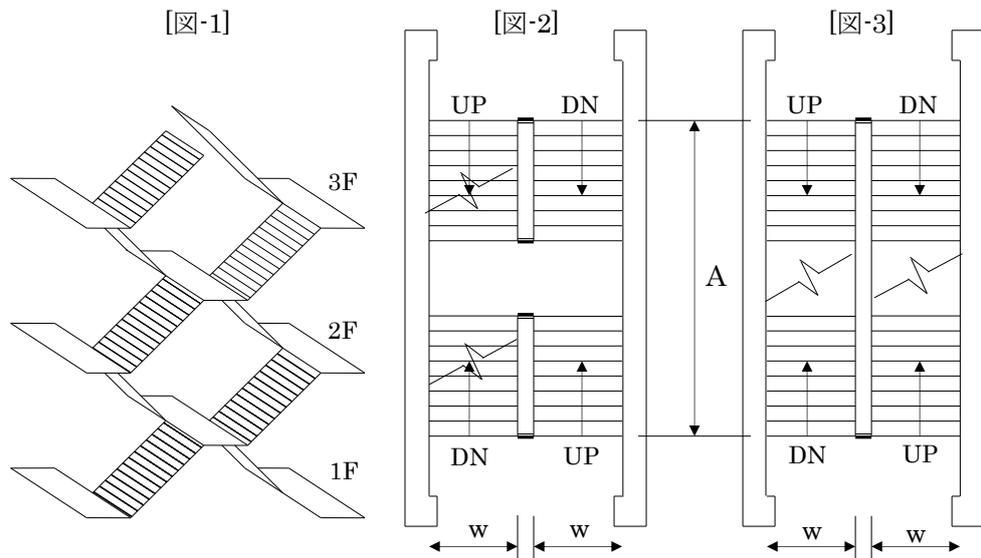
2 以上の直通階段の設置が求められる建築物で、X 階段 1 か所のみで 2 以上の直通階段を計画している場合、階段室は相互に耐火構造の床及び壁で区画を形成する必要がある。

2-20

踊場を共有する階段

法第35条
法第36条
令第23条
令第124条

内 容



上図のような階段形式のものについては次のとおり取扱う。ただし、図-3においては、縦方向に A の範囲内を耐火構造の壁、床で区画した場合とする。

	階段の数	令第 23 条及び府条例第 33 条の幅員	令第 124 条の幅員
[図-2]	1	片側のみの幅員 w	両側の幅員 2w
[図-3]	2	各々の幅員 w	各々の幅員 w

参 考

・『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』 P63